

2 0 1 0

安全報告書



立山黒部貫光株式会社

目 次

1. はじめに	1
2. 安全確保に関する基本的な方針	1
3. 安全管理体制	2
4. 輸送の安全の実態	4
< 鉄道事業 >	4
< 索道事業 >	5
< 一般乗合旅客自動車事業 >	5
5. 安全確保のための取り組み	7
6. 黒部ケーブルカー機械故障の復旧について	8
7. お客様や関係者との連携	9
8. 安全報告書へのご意見	9

1. はじめに

当社は立山黒部の雄大な大自然を貫く運輸機関として、代替路線のない高山高所の厳しい自然条件下で営業を行っており、安全の確保、安定した運行、そして環境保全に努力を重ねております。

しかし、平成21年4月25日の立山高原バス脱輪事故において、乗客及び関係の方々に大変なご迷惑とご心配をおかけいたしました。

このような事故を二度と起こさないために、日常的な安全管理の徹底と、安全教育の再構築に取り組み、信頼の回復に全力を注いでいるところでございます。

安全は当たり前のものであり、そのための取り組みには際限がありません。「当たりの安全・信頼」を提供し、見えない安全を守り抜き、「安全・安心・信頼・信用」の体制を整え、お客様が安心してお越しいただけるアルペンルートを目指してまいります。

この報告書は、主に平成21年度の輸送における輸送実態や安全確保のための取組みについて皆様にご理解いただくために作成いたしました。

ご一読いただき、皆様のご意見・ご感想をお聞かせくださいますようお願い申し上げます。

立山黒部貫光株式会社
代表取締役社長 中村 憲史

2. 安全確保に関する基本的な方針

(1) 安全基本方針

当社は、運転安全規範を全従業員に周知・徹底し、日々の運転業務に従事しています。

- ・安全の確保は輸送の生命である。
- ・規程の遵守は安全の基礎である。
- ・執務の厳正は安全の要件である。

(2) 安全目標

数値目標 「運転事故0件」
行動目標 「法令遵守徹底による安全の確保」
「当たりのことを当たり前にする」

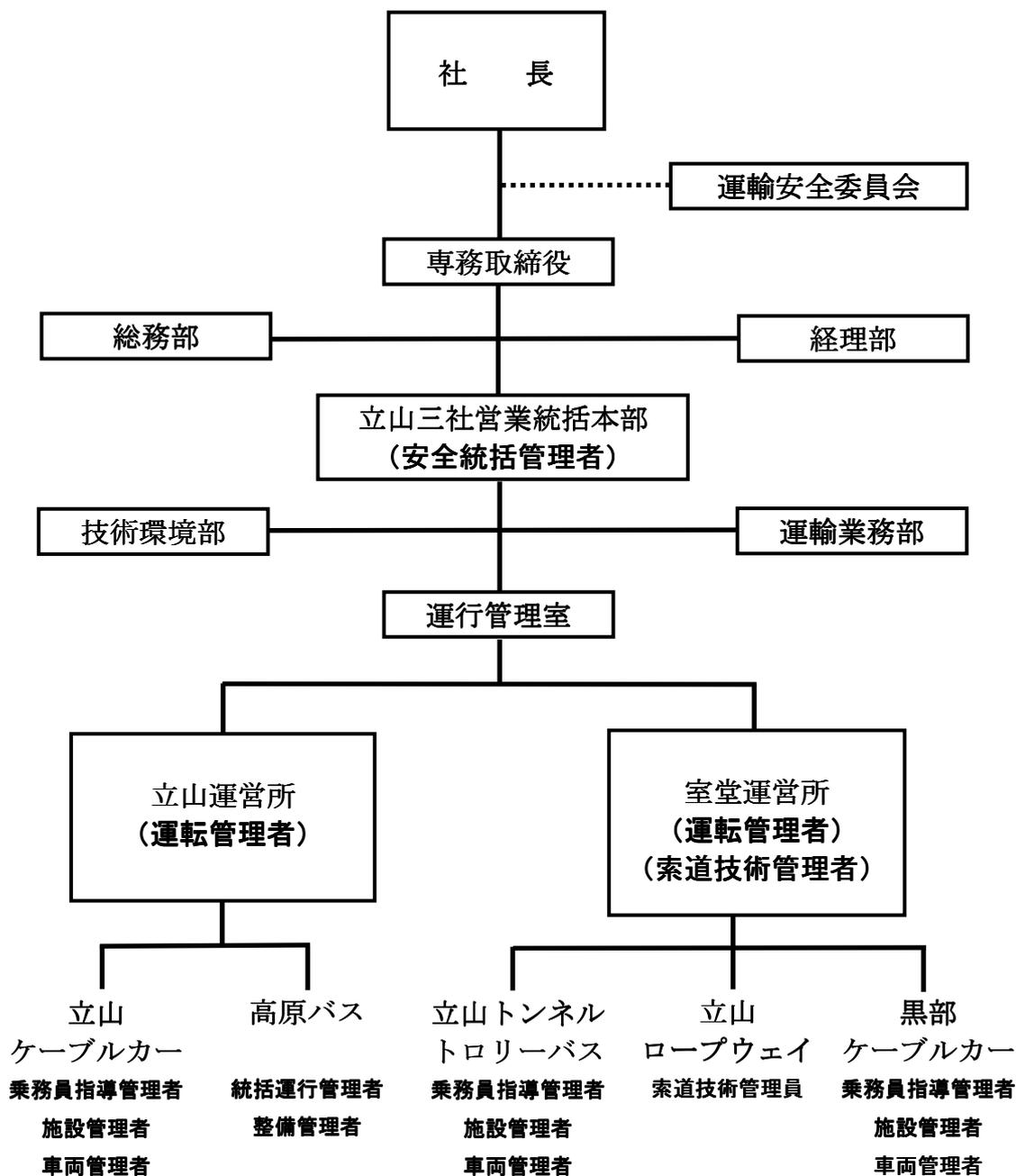
(3) 重点安全施策

- ・法令はもとより、安全管理規程・実施基準・作業手順書の遵守を徹底し、日々の安全を確保します。
- ・安全マネジメント（計画の策定・実行・評価・改善）体制を確立し、安全性の向上を図ります。
- ・社員に対する教育・研修を実施し、安全に対する意識の徹底、技術の向上を図ります。
- ・ヒヤリハット体験等の運輸安全に関する情報の共有化を図り、事故の未然防止に努めます。

3. 安全管理体制

(1) 組織図

平成22年5月現在



(2) 役 割

安全管理規程により、社長をトップとする安全管理体制を構築しています。その中で、安全統括管理者、運転管理者、索道技術管理者、乗務員指導管理者、施設車両管理者他が、それぞれの責務を明確にして安全確保のための役割を担っています。

役 職	役 割
社 長	輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。
立山三社営業統括本部長 (安全統括管理者)	輸送の安全の確保に関する業務を統括する。
運行管理室長	安全統括管理者の指揮の下、輸送の安全の確保に関する事項について立山・室堂両運営所を統括し、総合的に補佐する。
運営所長 (運転管理者) (索道技術管理者)	安全統括管理者の指揮の下、輸送の安全の確保に関する事項を統括する。
運輸区長 (乗務員指導管理者)	運転管理者の指揮の下、運転士・乗務員・運転系の資質の保持に関する事項を管理する。
技術長 (施設・車両管理者)	運転管理者の指揮の下、鉄道施設及び車両に関する事項を管理する。
索道技術管理員	索道技術管理者の指揮の下、輸送の運行を管理、施設の保守管理、その他の技術上の事項を管理する。
統括運行管理者	立山三社営業統括本部長の指揮の下、旅客自動車運送事業の運行管理に関する業務を統括する。

(3) 管理方法

- ・運輸安全委員会を設置し、運輸事業の安全管理推進を行っています。
- ・安全マネジメント（計画の策定 P・実行 D・評価 C・改善 A）の実施により、安全性の向上を図っています。
- ・トップによる職場巡視を定期的実施しています。
- ・安全統括管理者による安全点検を毎月実施しています。
- ・社内報、年頭の挨拶等を通じ、トップの考え・指針を従業員に周知徹底しています。
- ・規程集を配布し、安全管理規程・内規等の周知徹底を図っています。
- ・事故や災害等、緊急時における対応が発生した場合、対応要綱に従い、速やかに事故対策本部を設置するなど、社内体制を編成し、旅客対応・復旧対策・情報公開等を、適切・迅速に実施致します。

(4) 管理体制の見直し

安全マネジメントの PDCA サイクルが機能しているかを内部監査等をとおして定期的に確認し、随時安全管理体制の見直し、改善を実施してまいります。

4. 輸送の安全の実態・・・・・・・・平成21年度実績

<鉄道事業>

当社線は、山岳地帯の特殊な環境に立地しており、黒部ケーブルカー、立山トンネルトロリーバスにおいては全路線がトンネル区間内を走行しています。また立山ケーブルカーも含め、交差する道路(登山道含む)が全く無い(踏切が皆無)ことが安全確保の上での特色といえます。

(1) 事故等の発生状況

- ・ 事故件数0件 (開業当初より無事故を継続中)
- ・ 輸送障害2件
(内訳) 立山トンネルトロリーバス 1件、立山ケーブルカー 1件

(2) 輸送障害の事由

- ・ 施設の障害によるもの
立山トンネルトロリーバス 1件
8/2 車両装置のコンプレッサー動作不良によるエア圧力低下が発生し、当該車両運行を取り止めました。
※当車両のお客様は次便で輸送いたしました。
- ・ 自然災害によるもの
立山ケーブルカー 1件
8/10 落石が発生し、安全確保・確認のため6：40以降の便を運休いたしました。
※運休に伴い、代替バス(桂台～立山有料道路経由)により振替輸送を行いました。

(3) 再発防止措置

上記施設障害の事例に対し、下記の再発防止策を実施いたしました。
空気溜め内の調圧器を交換し、日々の点検時の注視を厳重に行うことといたしました。
また、落石については、他の落石がないように発生箇所を含め付近を調査し、対策を施しました。

(4) 行政指導

平成21年度北陸信越運輸局からの行政指導はありませんでした。

＜索道事業＞

立山ロープウェイは、豪雪による被害を防ぐため、途中で1本の支柱もないワンスパンロープウェイであることが特色です。救助設備として応急下降機（スローダン）に加えて救助搬器設備も備えています。

（1）事故等の発生状況

- ・ 事故件数0件（開業当初より無事故を継続中）
- ・ 輸送障害1件

（2）輸送障害の事由

- ・ 自然災害によるもの 1件
10/8 台風18号上陸による影響のため、午前中を運休いたしました。

（3）行政指導

平成21年度北陸信越運輸局からの行政指導はありませんでした。

＜一般乗合旅客自動車事業＞

美女平～室堂間を運行する高原バスは、標高2,000mを越える山岳道路を走行しており、時にその厳しい風雪の影響を受け、運行の見合わせや運休を余儀なくされる場合があります。

また、急カーブや急勾配が連続する道路であり、車内転倒事故防止の観点からお客様には全員着席をしていただいております。

さらに全車両に業務用無線機を搭載し、運行管理者と運転手相互で天候の変化や路面の状況、その他走行に必要な情報を共有し安全運行に努めています。

（1）事故等の発生状況

- ・ 事故件数1件

（2）事故の事由

- 立山高原バス 1件
4/25 立山高原道路 通称「七曲がり」において、運転手の不注意により車道から脱輪しました。

（3）再発防止措置

上記事故に対し、下記のとおり再発防止策を実施、計画し、安全輸送の徹底を図っております。

- 1) 安全意識向上への取組み（下記は一例）
 - ・ 運転手が各自の「ヒヤリハット体験」の情報交換を行うとともに、その結果を冊子にまとめ、運転手間の情報共有を図りました。
 - ・ 運転手に対する安全教育を効果的な研修方法に見直し、新たな計画を策定し、実施しております。（添乗指導、車両操作講習など）

2) 安全管理体制

- ・事故後すぐに、安全統括管理者が「安全再確認と安全意識再徹底」を職場指導いたしました。
- ・点呼の厳正な実施と記録を実施しております。

3) 運転手順の再徹底

- ・見通しの悪い場所での安全確認・徐行の再徹底など、運転手順の見直しを実施しました。

また、その他の事業も含め、各作業手順だけでなく、ブレーキ液や各オイル量確認等、日次の点検項目の見直しをすすめ、事故の未然防止に取り組んでおります。

(4) 行政指導

平成21年9月、北陸信越運輸局より道路運送法第40条に基づく文書警告処分を受けました。

- 1) 運転者に対し、輸送の安全確保について適切な指導及び監督を怠っていた。
- 2) 運転者に対する点呼の適正な記録を怠っていた。

行政指導に対する事業改善内容は、(3)再発防止措置に含まれており、事故の再発防止を徹底してまいります。

(5) 天候等による運休・運行見合わせについて

	終日運休	
	延べ日数	事由
11月	1日	降雪・強風による除雪不能のため

	始発・運行時間の変更等	
	延べ日数	事由
4月	1日	降雪による除雪のため
10月	2日	台風による影響のため
11月	2日	降雪による除雪のため

5. 安全確保のための取り組み

(1) 規程類の改定と周知

当社は、無軌条電車、鋼索鉄道（黒部・立山）、索道、一般乗合旅客自動車の5線4事業を営み、運輸事業全体の規程類の一体化、体系化を図り、各事業ごとの規程・内規・作業手順書および緊急時対応規程・内規等の改定を毎年見直しています。

平成21年度は、安全管理規程、教育訓練規程等の改定を行い、安全の確保に努めました。

(2) 点呼の実施

点呼・日々の点検が安全を確保するための原点と考えています。点呼においては、各運輸機関ごとに管理者からの指示、安全に関する情報の伝達、アルコール検知器や対面チェックによる健康状態等の確認などを行っています。また実施基準等に基づいた始業前点検（路線バスは運行前点検）を確実に実施し、安全の確保に努めています。

(3) 社員教育、人材育成

運輸勉強会・技術勉強会等を実施し、運輸関係法令、社内規程等の周知・遵守や、運輸施設の保守・検査能力の向上を図っています。特に安全に対する意識、責任の重さ、的確な判断力が備わるよう指導し、安全輸送の確立と事故防止に努めています。

またクレペリン検査や外部機関による運転適性診断等の運転適性検査を定期的実施し、運転士・運転手の心身全体にわたる資質を管理しています。

(4) 事故災害時対応訓練の実施

事故災害時に迅速な対応ができるよう運行障害や火災の発生を想定した救助訓練、避難訓練を実施しています。



立山ロープウェイ救助訓練



救助搬器訓練（立山ロープウェイ）

病院への搬送に時間がかかる山岳地帯という特殊性もあり、救急救命講習の受講やAED装置の全駅への配備など急病人への的確な対処ができるよう備えています。



AEDによる救命訓練



傷病人搬送訓練（黒部ケーブルカー）

（５）安全への設備投資

安全性向上のため、毎年施設の整備・修繕を計画的に実施しています。

平成21年度は、

- ・落石対策フェンス設置工事（立山ケーブルカー）
- ・トンネル改修工事（立山ケーブルカー）
- ・車両塗装工事（黒部ケーブルカー）
- ・主電動機及び位置検出器更新（立山ロープウェイ）
- ・滑車オーバーホール、客車点検、補修工事（立山ロープウェイ）
- ・車両精密検査および修繕（立山トンネルトロリーバス）

などを実施いたしました。

6. 黒部ケーブルカー機械故障の復旧について

平成22年5月31日に発生致しました黒部ケーブルカー機械故障につきましては、運行の安全に万全を期すため、設備全般の点検も行き、支障箇所および他の箇所において部品交換・調整を行い、試運転により安全が確認されたので、平成22年6月23日より運行を再開いたしました。

今回の支障により負傷されたお客様はございませんが、復旧作業にかかる23日間大変ご迷惑をおかけ致しました。深くお詫び申し上げます。

予期し得ない支障とはいえ、今後このような事態を起こさないよう、日常的な安全管理の徹底や作業手順の再確認を行い、安全な立山黒部アルペンルートを目指してまいります。

7. お客様や関係者との連携

(1) お客様からのご意見

アルペンルート内各駅に投函箱を設置し、お客様からご意見・ご要望をお寄せいただいております。

お寄せいただいたご意見・ご要望は、毎月取りまとめて、社内組織である「お客様の声委員会」等を通して全社で共有し、より一層のサービス向上の参考とさせていただきます。



室堂駅・ご意見投書箱

(2) 立山黒部アルペンルート関係事業者との連携

立山黒部アルペンルートの連絡運輸会社である関西電力株式会社、富山地方鉄道株式会社とは安全、円滑な輸送を行うため、緊密な連携を図っております。

また、万一輸送障害が発生した場合、当社線の駅だけではなく、電鉄富山駅、扇沢駅、信濃大町駅等、他輸送機関でも速やかに案内できるように、関係各社と迅速な連絡体制による情報の共有化を図っております。

8. 安全報告書へのご意見

安全報告書へのご感想、当社の安全への取り組みに対するご意見をお寄せください。

ご連絡先 〒930-8558 富山市桜町1丁目1番36号
立山黒部貫光株式会社 運輸業務部
TEL 076-441-3000 FAX 076-432-9056
MAIL: unyu@alpen-route.co.jp